

八筑医発第 27－387 号
平成 27 年 10 月 23 日

会 員 各 位

八女筑後医師会長 黒岩 光
担当理事 馬田 裕二

うきは市医療費助成制度の審査支払事務の委託について

うきは市で実施されている医療費助成制度に係る医療費の審査支払事務につきましては、現在、全て福岡県国民健康保険団体連合会（以下、「国保連合会」）へ委託されておりますが、平成 28 年 1 月診療分より、下記のとおり変更委託される旨の通知が岡県医師会よりありましたのでお知らせ致します。

なお、詳細につきましては、市民生活課国保・年金係（0943-75-4973）までお問い合わせくださいますようお願い致します。

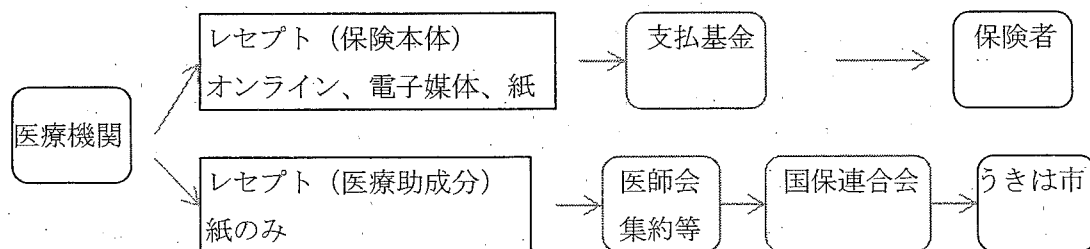
記

1. 平成 28 年 1 月診療分から、被用者保険加入者分の同市医療費助成制度に係る医療費の審査支払事務につきましては、社会保険診療報酬支払基金福岡支部に委託する。
2. 国民健康保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療加入者分の同市医療費助成に係る医療費の審査支払事務につきましては、引き続き国保連合会へ委託する。
3. 月遅れ・再審査請求（平成 27 年 12 月以前診療分）については、1 年間の経過措置（従来通り国保連合会へ請求）を設け、平成 29 年 1 月請求分から支払基金への委託を実施する。

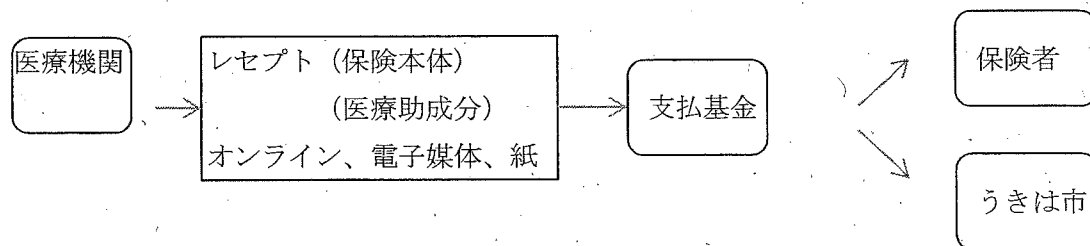
今回の変更内容

- 1 平成28年1月診療分から、被用者保険加入者分の本市医療費助成制度に係る医療費の審査支払事務につきましては、社会保険診療報酬支払基金福岡支部（以下 支払基金）に委託する。

【変更前 平成27年12月診療分まで】



【変更前 平成28年1月診療分から】



- 2 国民健康保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療加入者分の本市医療費助成に係る医療費の審査支払事務につきましては、引き続き国保連合会へ委託する。
- 3 月遅れ・再審査請求（平成27年12月診療分以前）については、1年間の経過措置（従来通り国保連合会へ請求）を設け、平成29年1月診療分から支払基金への委託を実施する。

別紙

うきは市医療費助成制度(乳・障・親)の概要

名称	法別番号	区分	内容
乳幼児・子ども医療費助成制度	81	対象者	・通院・・・0歳～小学校就学前まで(6歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) ・入院・・・0歳～小学校就学前まで(6歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) ※生活保護受給者を除く
		所得制限	3歳未満:なし 3歳以上:児童手当準拠
		自己負担	・通院・・・3歳未満:なし 3歳以上6歳就学前:600円/月 ※1つの医療機関ごと ※調剤は自己負担なし ・入院・・・0歳～6歳就学前:なし
	市独自	対象者	・入院・・・小学1年生～中学生3年生(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) ※生活保護受給者を除く
		所得制限	・児童手当準拠
		自己負担	・500円/日 月7日上限 ※償還払い
重度障害者医療費助成制度	80	対象者	・身体障害者手帳 1級または2級 ・療育手帳 A ・身体障害者手帳 3級かつ療育手帳 B ・精神障害者保健福祉手帳 1級 ※生活保護受給者を除く ※未就学児は乳幼児・こども医療を優先
		所得制限	特別障害者手当準拠
		自己負担	・通院・・・500円/月 ※1つの医療機関ごと ※調剤は自己負担なし ・入院・・・500円/日 月20日上限 ※低所得者の場合入院・・・300円/日 月20日上限
ひとり親家庭等医療助成制度	90	対象者	・母子家庭の母および児童 ・父子家庭の父および児童 ・父母のない児童 ※児童の18歳の誕生日前日以後最初の3月31日まで ※生活保護受給者を除く ※未就学児は乳幼児・こども医療を優先
		所得制限	児童扶養手当に準拠
		自己負担	・通院・・・800円/月 ※1つの医療機関ごと ※調剤は自己負担なし ・入院・・・500円/日 月7日上限

※ 食事療養費・・・対象外

※対象医療機関等・・・県内の医療機関等